

パスワードの管理に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、「兵庫県立大学情報セキュリティポリシー」に基づき、パスワードの管理に関して必要な事項を定める。

2 システム管理者のパスワード管理業務

システム管理者は、次に掲げる事項に留意し、パスワードの管理業務を行わなければならない。なお、パスワードが漏洩した可能性がある場合や脆弱と判断された場合には、利用者に対し、利用の停止又はパスワードの変更を求めることができる。

- (1) パスワードクラッキングソフト等を利用し、定期的に脆弱なパスワードを調査すること。
- (2) 新しいパスワードや変更後のパスワード(以下「初期パスワード等」という。)を交付する際は、学生証等写真の添付された身分証明書で本人確認を行うこと。

3 利用者のパスワード管理

利用者は、次に掲げる事項に留意し、パスワードの管理を行わなければならない。なお、交付された初期パスワード等は、速やかに変更することが望ましい。

- (1) 自らのパスワードは、書き残したり記録したりするものではなく、できる限り記憶するように努めること。
- (2) パスワードは利用者本人が使用するものであり、決して他人と共用しないこと。
- (3) パスワードは3ヶ月から6ヶ月に一度程度変更すること。万が一他人に知られた可能性がある場合は、直ちに変更すること。

4 安全なパスワードの作成

利用者は、下記事項に留意し、他人に推測されにくく、ハッキングツールなどの機械的処理で割り出しにくい安全なパスワードを作成しなければならない。

- (1) パスワードの長さは出来る限り8文字以上とすること。ただし、情報処理教育システムで使用するパスワードは8文字とする。
- (2) 英大文字、英小文字、数字及び記号(すべて半角文字)の4種類を必ず組み合わせること。
- (3) 辞書に掲載された単語をそのまま使用しないこと。
- (4) 連続した文字や同じ文字を繰り返し使用しないこと。
- (5) ログイン名を使用しないこと。
- (6) 生年月日や電話番号等第三者に容易に推測できる情報は使用しないこと。

附 則

このガイドラインは、平成18年11月22日から施行する。